

各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱

(平成26年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、母乳育児相談を利用した産婦に対して保険適用外の費用の一部を助成することにより、健やかな子育てを支援することを目的とし、当該助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「母乳育児相談」とは、医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）で行う母乳に関する育児相談及び乳房マッサージをいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市長から母乳育児相談費用助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）の交付を受けた市内に住所を有する産婦で、出産の日から5か月経過する日までの間に医療機関等において助成券を提示して母乳育児相談を利用したものとする。

(助成額等)

第4条 母乳育児相談に要する費用の助成額は、当該母乳育児相談に要した保険適用外の費用のうち2分の1の額とし、1回の母乳育児相談につき2,500円を上限とする。

2 母乳育児相談に要する費用の助成は、当該産婦の1回の出産について3回を限度とする。

(助成申請)

第5条 対象者は、母乳育児相談を利用したときは、最初に利用した日から1年以内に、母乳育児相談費用助成申請書（様式第2号）に助成券及び当該母乳育児相談各回の領収書を添えて、市長に申請するものとする。

(助成金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ適当と認めたときは、助成金を支給するものとする。

(秘密の保持)

第7条 医療機関等の医師及び助産師その他の関係者は、母乳育児相談の利用者の秘密保持に配慮するとともに、知り得た秘密を母乳育児相談の実施の目的以外には使用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、母乳育児相談費用の助成について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月2日以後に出産した産婦に係る母乳育児相談から適用する。

附 則（平成26年8月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に最初の母乳育児相談を利用した産婦から適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付された改正前の様式第1号及び様式第2号は、改正後の様式第1号及び様式第2号とみなす。

附 則（令和3年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の各務原市妊婦健康診査費の助成に関する要綱様式第1号から様式第7号まで及び第2条の規定による改正前の各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱様式第1号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

母乳育児相談費用助成券

※受診者の方へ

下記の注意事項をよくお読みいただき、太枠内をご記入の上、医療機関又は助産所の窓口に提出し利用してください。

産婦氏名		産婦生年月日	年 月 日
児氏名		児生年月日	年 月 日
住所	各務原市	電話番号	

※医療機関及び助産所の方へ

下記の注意事項をお読みいただき、枠内をご記入ください。

利用日	1回目 : 年 月 日 (生後 か月 日) ※生後4か月まで利用可
母乳育児相談に要した費用	※保険適用外費用 金_____円
住所 医療機関名(助産所名) 医師・助産師名	
利用日	2回目 : 年 月 日 (生後 か月 日) ※生後4か月まで利用可
母乳育児相談に要した費用	※保険適用外費用 金_____円
住所 医療機関名(助産所名) 医師・助産師名	
利用日	3回目 : 年 月 日 (生後 か月 日) ※生後4か月まで利用可
母乳育児相談に要した費用	※保険適用外費用 金_____円
住所 医療機関名(助産所名) 医師・助産師名	

母乳育児相談費用助成券 注意事項

利用者の方へ

○この助成券は、産婦が母乳に関する育児相談及び乳房マッサージを利用した場合、その費用の一部を助成するものです。医療機関又は助産所の窓口に提出して使用してください。なお、助成の対象期間は、生後4か月までです。

○費用は受診機関で全額お支払いいただき、窓口にて助成の申請をしてください。申請受付後内容を審査の上、助成金を口座に振込みます。助成の対象となる費用は、保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、3回まで助成します。

※申請は、最初に利用した日より1年を超えないようにお願いします(1年を超えた場合は助成できません。)

※申請時の持ち物 記入済の助成券、申請書、利用日の領収書、振込先の口座が分かるもの

○この助成券は、各務原市に住所を有する方のみ使用できます。転出された方は使用できません。

医療機関及び助産所の方へ

○各務原市では、母乳育児相談の費用(保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、産後4か月までの間に3回まで、事後の申請で本人に助成します。)の助成を行っています。利用日、母乳育児相談に要した費用、医療機関名(助産所名)、医師名・助産師名を記入し、助成券を本人へお返しください。また、領収書の発行をお願いします。

母乳育児相談費用助成申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者 住所 各務原市
(受診者)

氏名

電話番号

母乳育児相談を利用しましたので、各務原市母乳育児相談費用の助成に関する要綱第5条の規定により、助成券その他必要な書類を添えて申請します。

【助成金の振込先】

金融機関名	店名	種目	口座番号	フリガナ	
銀行 金庫 農協		普通 当座		口座名義人	

【注意事項】
○申請は、最初に利用した日から1年を超えないようにお願いします(1年を超えた場合は助成できません。)
○申請時は、記入済の助成券、利用日の領収書、振込先の口座が分かるものをご持参ください。
○助成額は、保険適用外の費用のうち2分の1の額で、1回あたり2,500円を上限とし、3回まで助成します。

以下、市記入欄

受付印押印済領収書(写)貼付箇所

項目	母乳育児相談に要した費用	助成額
母乳育児相談 ①	円	円
母乳育児相談 ②	円	円
母乳育児相談 ③	円	円
合計	円	円

受付者: